

一般競争入札公告

公 告

エチレンオキサイドガス滅菌装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年9月1日

公立大学法人九州歯科大学
理事長 西原 達次

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

エチレンオキサイドガス滅菌装置賃貸借

(2) 調達（賃貸借）物品

エチレンオキサイドガス滅菌装置一式

(3) 賃貸借場所

九州歯科大学附属病院

(4) 賃貸借期間

令和5年11月1日～令和11年10月31日

2 入札参加資格

公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第3条第1項に規定する入札参加資格を有している者（福岡県の競争入札参加資格者名簿（サービス業種その他）13-08（リース・レンタル））であり、その格付がAA又はAであること。

3 入札参加条件

令和5年9月11日（月）現在において、以下の全てに該当する者であること。

(1) 公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第4条及び第5条に該当しない者

（注）公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第4条及び第5条

（一般競争入札に参加させることができない者）

第4条 売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争入札に付するときは、その他の法令の定めによるほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争入札に参加させないことができる者）

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 会計責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。

-
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
 - (4) 契約書（仕様書を含む。）に掲げる条件を満たす契約の履行が可能な者であること
- 4 本契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 公立大学法人九州歯科大学事務局 経営管理部 財務管理課
- 〒803-8580
- 福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号
- 電話番号 : 093-285-3009
- FAX番号 : 093-582-6000
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
- 令和5年9月1日（金）から令和5年9月11日（月）までの本法人の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
- (2) 場所
- 4の部局と本法人ホームページでのダウンロードによる交付も行う。
- 7 入札参加申込みの受付
- (1) 提出書類
- 6の入札説明書による。
- (2) 提出先
- 4の部局とする。
- (3) 受付期間

令和5年9月4日（月）から令和5年9月11日（月）までの本法人の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

（4）提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着。）

8 入札参加の可否

令和5年9月15日（金）までに競争参加資格確認通知書により通知（郵送）する。

9 入開札

（1）場所

九州歯科大学 本館2階 小会議室

（2）日時

令和5年9月25日（月）午後1時30分

（3）入札方法

代表者又は代理人が直接持参すること。

（4）開札

入札終了後、直ちに9（1）で行う。

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第18条の規定により、直ちにその場で再度入札を行う。

11 入札保証金

（1）入札金額（消費税及び地方消費税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額（消費税及び地方消費税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本法人若しくは本法人以外の地方独立行政法人、地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書（原本に限る。））を提出する場合。この場合の「同規模」とは、入札金額（消費税及び地方消費税込み）の2割に相当する金額より高い金額の契約とする。

（2）落札後の入札保証金の処理

ア 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が決定した後に納付者に返還するが、落札者の納付によるものは、契約締結後に返還する。

イ 入札保証金は、落札者が契約を結ばないときは本法人に帰属させるものとする。

（3）入札保証金の納付等の期限

令和5年9月22日（金）午後5時00分まで

12 契約保証金

（1）契約金額（消費税及び地方消費税込み）の100分の10以上の契約保証金又はこれに

代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税込み）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本法人若しくは本法人以外の地方独立行政法人、地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書（原本に限る。））を提出する場合。この場合の「同規模」とは、契約金額（消費税及び地方消費税込み）の2割に相当する金額より高い金額の契約とする。

（2）契約保証金の処理

ア 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

イ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、本法人に帰属する。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- （1）金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （5）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- （6）入札保証金が11（1）に規定する金額に達しない入札
- （7）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（8の競争参加資格の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- （1）予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- （3）入札は2回を限度とし、再度の入札においても落札者がいない場合は、2度目の入札において最低金額の入札を行った者に見積書を提出させ、予定価格の範囲内で随意契約を行うものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他本法人の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 資料等の作成等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料等は、本法人において入札に関する目的以外に使用しない。
- (5) 提出された資料等は、返却しない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。